

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】(国保年金課)

一般会計からの繰り入れにつきましては、国保の財政状況を踏まえ対応してまいります。税額の引き下げは、厳しい財政運営から困難であると考えています。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】(国保年金課)

国庫負担の増額等につきましては、これまでも機会を捉え、国に要望してまいりました。今後も引き続き要望してまいります。

③ 国の保険者支援金を活用して下さい。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用して下さい。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【回答】(国保年金課)

平成28年度の実績と平成29年度の見込みはどちらも約9,000万円です。また、本市の国民健康保険特別会計は、一般会計からの財政支援を受けており、国からの保険者支援金を含めてもなお財政状況が厳しいため、これを活用して国保税の引き下げを行うことは困難であると考えております。

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかか

る。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【回答】(国保年金課)

現在、本市の応能割と応益割の割合は約7対3となっております。今後、この割合につきましては近隣市町の状況を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【回答】(国保年金課)

子育て世帯の国保税負担の軽減につきましては、これまでも国に対し要望してまいりましたが、今後も機会を捉え引き続き要望してまいります。

(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません(2016年社保協アンケート)。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】(国保年金課)

国民健康保険税の減免につきましては、個々の事情を伺いながら個別に判断してまいります。また、7割・5割・2割軽減につきましては、影響額等を見極めながら慎重に検討したいと考えております。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に

応じてください。

【回答】（収納対策課）

国保税を含む市税等を滞納されているかたには、督促状や催告書で納付を促すとともに、納付呼びかけセンターからの電話による納付勧奨を行い、納税者が自主的に納付していただくことに努めております。

それでも納付やご相談がない場合、あるいは納税相談や財産調査の結果、納税できる財産があるにもかかわらず、納付していただけない場合には、法令に則った財産の差押え等の滞納処分を行っております。

② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法15条にもとづく2016年度の納税緩和（徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止）の申請件数と適用件数を教えてください。

【回答】（収納対策課）

国保税に係る徴収猶予については、申請件数1件、適用件数1件でございます。換価の猶予については申請、適用件数ともございません。滞納処分の停止件数は、548件でございます。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より3自治体増え26(41%)、10件未満はゼロも含めて前年より1自治体減少し40(63.5%)となりつていきます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【回答】（国保年金課）

資格証明書につきましては納税相談の機会の確保と納税者の負担の公平を図ることを目的として交付しており、廃止は予定しておりません。

(5) 窓口負担の減額・免除について

① 患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるとのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【回答】（国保年金課）

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について明文化し、運用しております。運用にあたりましては、厚生労働省によって平成22年9月13日に全国に通知された基準を基本に、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用で

きるよう、広く周知してください。

【回答】（国保年金課）

国保のパンフレットに一部負担金の減免についての説明を掲載し、納税通知書と併せて送付することで、周知を図っております。なお、一部負担金の減免にあつては、申請書類の提出のほか、ご事情について詳細に聞き取りをおこなう必要があります。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【回答】（国保年金課）

市町村の運営協議会は存続することとされております。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【回答】（国保年金課）

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者の他、被保険者のかたからも選出しています。選出方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年より4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【回答】（国保年金課）

本市では、国保運営協議会は公開され傍聴可能であり、議事録も市政情報コーナーにおいて、閲覧できるように整備しております。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】（健康推進課）

特定健診の自己負担分については、半額補助を実施しておりますが、国保の財政状況から現段階での本人負担の無料化は引き続き困難です。また、年間を通じた受診については、健診受診前後の事務処理の都合上困難です。

健診項目として、平成27年度から新たに貧血検査を受診者全員が実施できるように拡充しました。また、腎機能評価として、推定糸球体濾過量の算定を結果票へ表記しており、CKD（慢性腎臓病）や糖尿病性腎症の早期発見・早期治療につながるよう内容の充実に努めております。

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】（健康推進課）

がん検診は、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診の他に今年度より前立腺がん検診・ピロリ菌検診を追加しています。自己負担金について、国保被保険者には半額補助を実施しています。

また、年間を通じた受診については、検診受診前後の事務処理の都合上困難です。さらに、乳がん・子宮頸がんについては、国の施策に基づき、検診開始年齢の女性全員に対し検診無料クーポン券を送付し、受診の促進に努めております。

本市では、特定健診と胃がん・肺がん・大腸がん検診の同時実施及び集団健診と個別健診の併用を既に実施しております。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】（健康推進課）

平成28年度に、健康寿命の延伸と市民一人ひとりに合った健康づくりを支援するため、第2期三郷市健康増進・食育推進計画を策定しました。今後も保健師を含む行政と関係団体、市内の企業、住民等による健康づくりの取り組みを計画的に進めてまいります。

また、保健師の増員については、専門的業務の内容等を踏まえ、今後も検討してまいります。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】（長寿いきがい課）

健康に関するリーフレット等は、市内の公共施設等に設置をしております。

スポーツクラブの助成については実施しておりませんが、保養所施設については、後期高齢者指定保養所利用補助事業とし1泊3,000円、年度内2泊を限度として宿補助を行っております。利用助成の拡充につきましては、利用者の状況を見て検討してまいります。

【回答】（健康推進課）

75歳以上の長寿（後期高齢者）健康診査は無料で実施しておりますが、年間を通じての実施は健診実施前後の事務処理の関係で困難な状況です。人間ドックについては、受診費用の一部を助成する事業を今後も進めて参ります。無料での歯科健診は年に一度、受診日を定めて実施しておりますが、年間を通じての無料化は考えておりません。周知徹底につきましては、今後も広報やちらしを活用して進めてまいります。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】（長寿いきがい課）

本市は資格証明書の発行はしておりません。

なお、短期被保険者証の発行につきましては、納付相談機会の確保として位置づけがなされております。現在の発行件数は1件で、今後の運用につきましては、引き続き広域連合との連携を図ってまいります。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

【回答】（長寿いきがい課）

平成29年度から移行しましたが、市民アンケート調査においても、現状サービスの維持、現行相当を継続する声が多くありますので、現行相当サービスは引き続き利用できるようになっております。現在サービス利用されている方は、移行後も今までと変わりなくサービス受けられます。

また、事業の運営主体も現在は現行指定事業者のみとなっております。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

高齢者が地域において、生き生きと暮らしていくためにも要介護になるのを防ぐ、介護予防事業の充実が重要な課題と認識しております。現在は現行相当サービスのみとなっておりますが、地域の方々のニーズにこたえられるよう、介護保険運営協議会等で研究していきたいと思っております。

また、住民の認知症への理解促進を図るために、認知症の正しい知識や認知症のかたへの接し方を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催しております。

今後も講座や広報等を通して認知症施策の普及啓発を継続してまいります。

【回答】（ふくし総合支援課）

高齢者が地域において、生き生きと暮らしていくためにも要介護になるのを防ぐ、介護予防事業の充実は重要な課題と認識しております。現在は現行相当サービスのみとなっておりますが、地域の方々のニーズにこたえられるよう、介護保険運営協議会等で研究していきたいと思っております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回 24 時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内 30 ヶ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

定期巡回・随時対応サービスは、利用者の確保が難しいサービスであり、本市でも大変厳しい事業運営となっております。このような状況から、昨年は県の運営支援アドバイザー制度を活用し、運営経験を有するアドバイザーから助言をいただきました。

また、県が主催する定期巡回・随時対応サービス事業者連絡会に事業者とともに参加し、県内の事業者等との情報交換や意見交換などを行うなど、事業者運営の支援に努めております。当面は、現在運営している事業者への支援を継続しながら、利用者の確保を進めてまいります。

【回答】（ふくし総合支援課）

市内の在宅医療連携拠点は平成 28 年度より 1 か所開設しています。医療機関や介護事業者等への周知を行っており、積極的な活用に向けて検討しております。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】（長寿いきがい課）

特別養護老人ホームについては、計画的な整備により、順調に待機者数は減少しております。今後の整備に関しては、待機者数の状況等も考慮しながら、第 7 期介護保険事業計画の中で検討してまいります。

また、要介護 1・2 の方の特例入所については、平成 29 年 3 月に県の指針が改正され、特例入所要件に関して、申込者側の考えを申込書に記載していただくことと、施設側からの丁寧な説明が義務付けられました。このことにより、特例入所の要件に該当する旨の申し出がある場合、要介護 1・2 であることをもって、入所申込を受け付けないといった取扱いは、認められないものとなっております。

今後とも、埼玉県の指針に基づき、適切な運用に努めてまいります。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となつて

います。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【回答】（長寿いきがい課）

介護従事者の処遇改善につきましては、現在の介護報酬加算による算定が適当と考えますが、市民アンケート調査や関係機関等のご意見なども参考にしております。

また、介護人材の確保につきましては、市単独での事業の実施が困難ですので、埼玉県と連携を図りながら、引き続き、県の事業の周知に努めてまいります。

6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】（長寿いきがい課）

要介護1～2の方の給付については、次期改正に合わせた見直しは見送るとの方針が示されておりますが、引き続き、国の動向を見守ってまいります。また、利用者負担や補足給付については、現行の介護保険制度を順守してまいります。サービスの利用に関して、お困りなことがございましたら、個別にご相談いただくようお願いいたします。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待される場所です。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】（ふくし総合支援課）

急速な高齢化の進行に伴い高齢者の相談や支援の増加が予想されることから、平成28年4月1日に日常生活圏域の見直しを実施し、地域包括支援センターを1か所増設し、きめ細やかな支援ができるよう支援体制を拡充しております。

地域包括支援センターの職員の増員につきましては、本市における高齢化の推移や業務負担の増加を注視しつつ、適宜設置体制の見直しを行ってまいります。

地域医療介護総合確保基金は、県が策定した計画に基づき実施している事業において、地域密着型サービス施設の整備など該当するものは県に補助金を申請し、基金を活用した県が主体となって実施する地域包括ケアにかかる人材育成事業についても、必要に応じて活用しスキルアップを図っております。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

介護保険料や利用料の減免につきましては、その支払いが困難となっている事情が個々に異なっているため、個別のご相談により対応しているところでございます。今後も引き続き、個別のご相談の中で適切に対応してまいります。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【回答】（長寿いきがい課）

第7期の介護保険料につきましては、国の方針等を考慮しながら、本市の実情を踏まえた保険料設定を行ってまいります。平成28年度末の介護給付費支払基金の残高は、約3億6千万円と見込んでおります。

また、第7期計画策定に向けた基礎調査については、国指定の日常生活圏域ニーズ調査に加え3種類の調査を実施しておりますが、調査結果は集計作業中でございます。

平成28年度の介護給付費は、審査支払手数料及び高額介護サービス費等を含めて約67億5,592万円となる見通しで、被保険者数は、平成29年3月末現在で、35,884人となります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【回答】（障がい福祉課）

障害者差別地域支援協議会の設置の重要性については認識しております。設置に向けて検討をしてみたいと思います。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】（障がい福祉課）

民間事業所が障害福祉サービス事業所を市内にて開所する際には、三郷市でのニーズを伝えるとともに、実際に補助金申請、指定手続きをする際に必要な市意見書を今後も継続して速やかに作成してまいります。

市内事業所の短期入所事業として県の指定をとっている事業所はありません。現在短期入所事業を利用している利用者は全て市外事業所の利用です。市外事業所を利用している実人数は52名です。

3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

【回答】（障がい福祉課）

本市では、旧心身障害者地域デイケア型、旧精神障害者小規模作業所型の区別なく、地域活動支援センターⅢ型事業所に対して、事業に要する人件費、事務費及びその他施設運営に要する経費として補助を実施しております。今後は利用人数等に応じ、適正な補助の実施について検討してまいります。

また、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数ですが、①、②ともに把握はしておりません。

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

【回答】（障がい福祉課）

事業の重要性については、認識しております。本市で実施しております制度の見直し等を含め、研究してみたいと存じます。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの

場を整備してください。

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【回答】(障がい福祉課)

三郷市障がい者地域生活支援協議会（障害者総合支援法における協議会）では、専門部会をはじめ活発に活動しておりますので、今後も継続して事務局として活動について必要な支援を行ってまいりたいと思います。

施設入所につきましても、県が指定しております。埼玉県の入所調整会議にかけ待機者リストに登録することで、県に数の把握をしてもらうようにしてまいります。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【回答】(障がい福祉課)

障害福祉サービスの指定は県が行っております。民間事業所がグループホーム等障害福祉サービス事業所を市内にて開所する際には、三郷市でのニーズを伝えるとともに、実際に補助金申請、認可手続きをする際に必要な市意見書を今後も継続して速やかに作成してまいります。

施設入所につきましても、県が指定しております。埼玉県の入所調整会議にかけ待機者リストに登録することで、県に数の把握をしてもらうようにしてまいります。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

【回答】(障がい福祉課)

介護保険優先の原則については、法で定められておりますので、制度についてきちんと説明をしており、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行の強制はしておりません。もちろん介護保険制度にない障がい者施策についての利用制限等は一切行っておりません。

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【回答】(障がい福祉課)

重度心身障害者医療費の助成につきましては、現在、医療機関等の窓口で医療保険適用一部負担金等を一旦お支払いいただき、後日、申請により医療費の助成をするといった償還払い方式としております。これは、県が償還払い方式を補助基準として対象とする医療費の算定を行うことによるものです。ただし、申請手続きの簡素化を図る目的から、受給者が市内の医療機関等に受診した場合において、医療機関等が受給者に代わって市に申請書を提出することにより医療費の助成をする、いわゆる申請代行の方法も行っております。

助成の対象や内容につきましては、今後も障害福祉サービスをはじめとする、負担金事業全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況の推移や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】(すこやか課)

平成29年4月1日現在の待機児童数は66人です。保留児童数は347名となっております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【回答】(子ども政策室)

本市では、「みさと こども にこにこプラン」(三郷市子ども・子育て支援事業計画及び第2次三郷市児童育成行動計画)に基づき、待機児童解消のための対策を行っており、今後も、保育の需要を見極め、必要に応じて民間認可保育所、地域型保育施設等の開設支援等に努めてまいります。

また、施設整備事業費、保育所等整備交付金の増額につきましては、国・県補助制度の動向を注視してまいります。

【回答】(すこやか課)

地域型保育施設である小規模保育事業の保育施設においても、市内にある認可保育施設と同様に「三郷市民間保育施設等運営改善費補助金交付要綱」に基づく補助

制度により、施設・事業の運営支援を行っております。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に 10000 円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【回答】(すこやか課)

保育士の給与改善につきましては、国においても公定価格に人事院勧告分及び処遇改善加算の賃金改善要件分の上乗せをして保育士賃金の改善を図っており、これに加えて本市でも、遠方からの保育士採用及び就労定着を図るため、事業者が宿舍を借り上げる費用の一部を補助する国の補助金を活用するほか、「三郷市民間保育施設等運営改善費補助金交付要綱」に基づき民間保育施設の保育士の処遇改善のため、毎月一定の補助を実施しております

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【回答】(すこやか課)

平成 27 年度より埼玉県独自の多子世帯に対する保育料軽減施策が開始され、平成 28 年度からは国による軽減施策が開始されております。

利用者負担額（保育料）は、国が定める利用者負担の上限基準額をもとに定めておりますので、国の基準改定等の動向を注視してまいります。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【回答】(子ども政策室)

子ども・子育て支援制度による保育の実施において、市は責任を持って保育を行うことにより、保育の質を維持してまいります。

なお、幼保連携型認定こども園は、幼稚園教育と保育の両者の良いところを併せ持った施設の制度であり、保育ニーズに合わせた整備は、認可保育所等の整備と同様と考えております。

【回答】(すこやか課)

入所中の児童の下の子の出産に伴う保護者の育児休業期間中の保育施設の利用期間は、必要書類の提出により、生まれたお子さんが 1 歳になった日の属する年度末まで行っています。

【学童】

5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【回答】（教育総務課）

児童クラブの入室につきましては、「みさと こども にこにこプラン」に基づき計画的な放課後児童クラブの整備を行い必要量の確保をしております。
児童に安全・安心な場の提供ができるよう現状を把握し、必要に応じてクラブの分離・分割、学校と調整して進めてまいります。

6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。
厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用して下さい。
また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【回答】（教育総務課）

児童クラブの職員配置につきましては、「三郷市放課後児童健全育成事業の整備及び運営の基準に関する条例」に基づいて配置しております。

支援員の処遇や増員については、児童の状況や臨時職員の全体のバランスなどを考慮し配置できるよう研究してまいります。

「放課後指導支援員等処遇改善等事業」につきましては、開所する時間が18時半を超えて事業を行うこと、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、定期昇級等の仕組みの導入に努めることなどが条件となっていることから本市では該当しておりません。

7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【回答】（教育総務課）

全小中学校のトイレ改修工事、普通教室への空調設備の設置工事は完了しております。

児童クラブにおきましては、空調設備の設置は完了しており、トイレは学校の施設を利用しております。

【子ども医療費助成】

8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続して下さい。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】（子ども支援課）

子ども医療費の18歳まで無料化にすることにつきましては、年齢拡大における医療費支給状況の推移、市の他の施策との整合性などを考慮して、総合的に判断してまいります。

県に対して、埼玉県市長会より助成対象年齢を中学校修了(15歳年度末)まで引き上げるよう要望をしております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでいのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【回答】（生活ふくし課）

各課での対応の中で、生活に困窮している場合には、速やかに担当課と調整をして、必要な支援につながるよう連携を図っているところです。

また、生活保護制度に関する「生活保護のしおり」をご用意しておりますので、必要な方には提供、ご説明をしております。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【回答】（生活ふくし課）

同意書につきましては、法第 29 条に基づく資産調査等の福祉事務所の調査実施にあたり、同意書の提出が必要になりますので、ご説明の上お願い申し上げているところであります。

また、資産報告における通帳の写しについては、必要性を説明し、報告していただいております。引き続き、ご理解をお願いいたします。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

【回答】（収納対策課）

滞納処分の停止等の納税緩和につきましては、財産調査等により個々の納税資力を見極めて適切に対応してまいります。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯のくらしが圧迫され、健康で文化的なくらしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【回答】（生活ふくし課）

引き続き、国の指針、動向を注視しながら対応してまいります。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官 OB の配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しな

いようにしてください。

【回答】（生活ふくし課）

ケースワーカーの適正配置につきましては、今年度4月1日現在、標準数22人に対し21名の配置を行い、特にケースワーカー及び面接相談員等の専門性が高い職種のため、社会福祉士や社会福祉主事の有資格者を配置し、一方で不正受給防止対策の実施や、窓口での粗暴行為による他の来客への安全確保のために警察OB職員等を配置するなど、実施体制の充足を図りながら保護の適正実施に努めております。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようしてください。

【回答】（生活ふくし課）

施設利用者においては、自立生活が可能と判断される場合には、居宅設定をする支援をしております。引き続き個々の生活状況を踏まえ、必要な支援を実施してまいります。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。（町村は除く）

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につながるべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【回答】（ふくし総合支援課）

生活困窮者自立支援事業につきましては、現在直営で実施しているところです。

また、生活保護が必要な方につきましては生活保護につながるように、生活ふくし課と連携を行いながら対応しております。

それから、子どもの学習支援事業、住宅確保給付金事業につきましても現在行っているところであり、引き続き必要な支援に努めてまいります。

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっていきます。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【回答】（ふくし総合支援課）

生活福祉資金の利用につきましては、生活困窮者自立支援法による、自立相談支援機関と社会福祉協議会が連携を図り、借入を希望するかたの相談内容に応じて支援を行ってまいります。

また、生活福祉資金事業の周知につきましては、三郷市社会福祉協議会窓口でのパンフレットの設置及び三郷市社会福祉協議会のホームページでもお知らせをしております。引き続き分かりやすい案内に努めてまいります。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新

入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では 4 月 25 日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018 年度に入学する生徒へは 2018 年 3 月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法 26 条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

【回答】(学務課)

本市では就学援助制度により、新入学用品費を支給しております。

平成 29 年度の支給額につきましては、新入学用品費を、小学校は 2 万 4 7 0 円から 4 万 6 0 0 円に、中学校は 2 万 3, 5 5 0 円から 4 万 7, 4 0 0 円に、増額して支給してまいります。

就学援助費は、「経済的理由」により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学上の経費の一部を援助するものでございます。「経済的理由」を審査するため、最新の所得状況を審査することとしております。したがって、前年の所得が 5 月から 6 月に確定いたしますので、それに合わせ速やかに認定作業を行い、7 月に学用品費、通学用品費、学校給食費などと新入学用品費を合わせて、第 1 回目の支給をしているところです。

入学前支給につきましては、今後情報収集など、近隣市町の状況を注視してまいります。

なお、就学援助制度の周知に関しましては、広報誌やホームページによる周知に加え、毎年 4 月の始業式頃に、市内小・中学校の児童・生徒の全員に希望調書を配付し、保護者の手に渡るようにしております。